

『よくわかる年金制度のあらまし 令和2年度版』追補・訂正

(令和2年8月11日現在)

雇用保険の賃金日額等は、毎年8月から変更になります。本書記載の賃金日額等について、令和2年8月から令和3年7月までの金額は以下のとおりになりました。

また、記載事項に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。

P12

●第1号被保険者の保険料

見出し「国民保険料は月額16,540円」の本文下の注意書きに誤りがありました。お詫びして訂正致します。

誤 「※金額は平成16年価格。令和元年度は～」

正 「※金額は平成16年価格。令和2年度は～」

P42～43

●雇用保険の賃金日額等の変更について

雇用保険の賃金日額等は、毎月勤労統計調査に基づき変更されます。令和2年8月1日から令和3年7月31日は、右表の金額となります。

項目	金額
賃金日額の下限額	2,574円 (2,500円)
基本手当日額の最低額	2,059円 (2,000円)
高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額	365,114円 (363,344円)
60歳到達時の賃金月額の上限額	479,100円 (476,700円)

※()内は令和2年3月1日から令和2年7月31日の金額。